

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

気仙広域連合地球温暖化対策実行計画

2018年度～2030年度

2018年4月

気仙広域連合

目次

第1章 地球温暖化問題に関する国内外の動向	
1. 気候変動の影響	1
2. 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向	1
3. 地球温暖化対策をめぐる国内の動向	1
第2章 基本的事項	
1. 計画目的	3
2. 基準年度・計画期間・目標年度	3
3. 対象範囲	4
4. 対象とする温室効果ガス	4
5. 排出量の算定方法	5
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	6
2. 要因別の排出状況	6
3. 目標設定の考え方	7
4. 削減目標	7
第4章 排出量削減のための具体的な取組	
1. ガソリン使用量の削減	8
2. 電気使用量の削減	8
3. その他の取組	8
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1. 推進体制	10
2. 点検体制	10
3. 各年度の評価と計画の見直し	10
4. 進捗状況の公表	10
別表 1. 「地温暖化対策推進実行計画 年度別点検表」	11

別表 2. 「地温暖化対策推進実行計画 月別点検表」	12
別表 3. 「地温暖化対策推進実行計画 年度別点検表」	13

第1章 地球温暖化問題に関する国内外の動向

1. 気候変動の影響

地球温暖化は、今後予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障上の問題と認識されている最も重要な環境問題のひとつとなっている。世界各地で平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風や台風等による被害の増加、農作物や生態系への影響等が報告されている。大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、地球温暖化を防止することは、人類共通の課題とされている。

政府は、2015年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定した。この計画では、「いかなる気候変動の影響が生じても、迅速に回復できる、安全、安心で継続可能な社会の構築を目指すこと」としている。また、地方公共団体においては、気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その結果を踏まえて推進体制を施策に組み込む等、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとしている。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけてフランス・パリにおいて第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催され、1997年に合意された京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書として「パリ協定」が採択された。この協定は、「京都議定書」に代わる2020年度以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして歴史上初めてすべての国が参加する公平な合意であり、国際枠組みとしても画期的なものとなっている。

この協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げた初めての国際条約となっている。5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、各国における地球温暖化への適応に関する計画の立案過程及び行動の実施などが規定されている。

3. 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

政府は、日本における2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を2015年7月に決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した。また、パリ協定採択を受け、2016年5月に「地球温暖化対策計画」が策定されている。

この計画は、国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき策定された計画となっており、この中で、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされている。

第2章 基本的事項

1. 計画目的

気仙広域連合地球温暖化対策実行計画による取り組みの開始から5年を経過し、パリ協定の発行や国の地球温暖化対策計画の策定など、地球温暖化対策の取組に係る方策は、取組を開始した当初と比較して世界規模で大きく変化している。

気仙広域連合は、事務事業に関する事業者として、省資源・省エネルギーや環境負荷の小さいエネルギーの普及などを率先して実施することにより、温室効果ガスの排出量を削減し、環境への負荷を低減することを目的とする。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

気仙広域連合の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

○計画期間

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、国の地球温暖化対策計画に即して策定することが義務付けられている。そのため、計画期間を2018年度から地球温暖化対策計画の目標年度である2030年度までの13年間とする。

なお、長期間に渡って実行する計画であることから、目標達成に向けた取組の進捗状況のほか、地球温暖化対策の国内・国際情勢における今後の変化に柔軟に適応するため、5年ごとに計画の見直しを実施することとする。

○基準年度

国の地球温暖化対策計画における基準年度に合わせ、本計画の基準年度は2013年度とする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、当広域連合衛生センターが行う全ての事務・事業とする。

なお、外部へ委託により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。

(対象施設一覧)

施設名
気仙広域連合衛生センター

4. 対象とする温室効果ガス

(1) 温室効果ガスの種類

温室効果ガスには、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項によって定められた下記の7種類がある。

■温室効果ガスの種類

温室効果ガスである物質	主な発生源（人為的なもの）	地球温暖化係数 ^{※1}
二酸化炭素 (CO ₂)	発電、化石燃料の燃焼、焼却	1
メタン (CH ₄)	家畜の腸内醗酵、廃棄物の埋立、下水処理	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の利用、燃料の燃焼	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC) ^{※2}	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンの冷媒	12～14,800
パーフルオロカーボン (PFC) ^{※2}	冷凍冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄	7,390～17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電・変圧設備	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造	17,200

※1 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を1とした場合の物質ごとの温室効果（同一質量比）を表したものの。

※2 物質群の総称であり、ハイドロフルオロカーボン類は19物質、パーフルオロカーボン類は9物質が該当する。

(2) 削減対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項によって定められた削減対象となる7種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とする。

5. 排出量の算定方法

二酸化炭素総排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項の規定により、以下の係数を用いて算出する。

○他者から供給された電気の使用による二酸化炭素の排出

電気の使用量に供給事業者が公表する各年度の二酸化炭素排出係数を乗じて算出する。

なお、現年度分の二酸化炭素排出量を年度途中で算出する場合は最新の二酸化炭素排出係数が確定した後に再計算を行うこととする。

(参考)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
電気(東北電力)	0.591	0.571	0.556	0.550

○燃料の燃焼による二酸化炭素の排出

環境省が定めた温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに従い、燃料の種類ごとの使用量に単位発熱量と炭素排出係数を乗じて燃料の種類ごとの二酸化炭素排出量に変換したものを合算することにより算出する。

	燃料使用量の単位	単位発熱量(GJ/単位)	炭素排出係数(t-C/GJ)	二酸化炭素排出係数
ガソリン	kl	34.6	0.0183	2.32 t-CO ₂ /kl
LPガス	t	50.8	0.0161	3.00 t-CO ₂ /t

※各施設におけるLPガスの使用量はm³(容積)で報告されるため、以下によりt(重量)として逆算する。

[使用料(t) = 使用量(千m³) ÷ プロパンガスの質量(0.502t/千m³)]

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

気仙広域連合の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、946,541kg-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	946,541kg-CO ₂

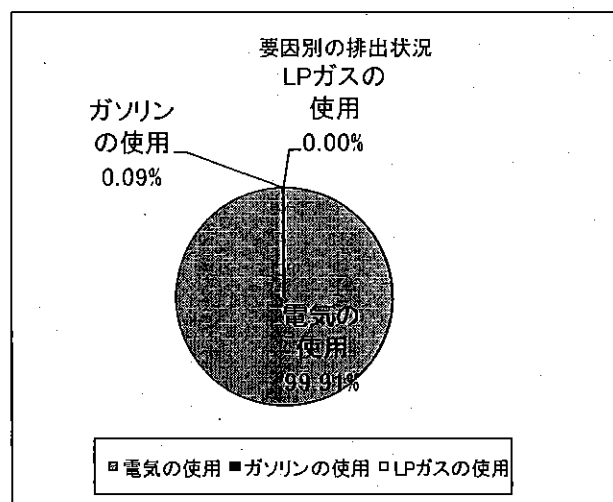
2. 要因別の排出状況

基準年度である2013年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の99.91%を占め、次いでガソリンの使用が0.09%となっている。

なお、当連合の二酸化炭素排出量大半を占める電気の使用については、し尿処理施設の運転によるものである。

要因別の排出状況 (単位:kg)

	二酸化炭素排出量	割合
電気の使用	945,711	99.91%
ガソリンの使用	829	0.09%
LP ガスの使用	1	0.00%
合計	946,541	100.00%



3. 目標設定の考え方

我が国における温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源二酸化炭素が全体の約9割を占めている。また、国の地球温暖化対策計画により、日本政府が国際公約としている2013年度を基準とした2030年度における温室効果ガス削減目標は26%となっている。

上記により、本計画においては、国の地球温暖化対策計画における削減目標に遜色のない二酸化炭素排出量削減を目標とする。

■エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安（単位：100万t-CO₂）

	排出量実績 2013年度 [2005年度]	2030年度の 排出量の目安	削減率 対2013年度比 [対2005年度比]
エネルギー起源二酸化炭素	1,235 [1,219]	927	24.9% [24.0%]
産業部門	429 [457]	401	6.5% [12.3%]
業務その他部門	279 [239]	168	39.8% [29.7%]
家庭部門	201 [180]	122	39.3% [32.2%]
運輸部門	225 [240]	163	27.6% [32.1%]
エネルギー部門	101 [104]	73	27.7% [29.8%]

※地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）より

4. 削減目標

2013年度を基準年として、計画期間の最終年度である2030年度の二酸化炭素排出量を、26%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 2013年度	削減目標	目標年度排出量 2030年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	946,541kg-CO ₂	26%	700,440kg-CO ₂

第4章 排出量削減のための具体的な取組

1. し尿処理施設の維持管理

当該施設の維持管理は、平成22年度より包括的民間委託を行っている。

当連合の温室効果ガスの排出の大部分は当該施設の運転によるものであることから、受託業者と共に施設の効率的で安定した運転管理が行われるよう努める。

2. ガソリン使用量の削減

(1) 公用車使用時における取組み

- ① 長時間の停車などではエンジンを停止する等不要なアイドリングをやめ、経済走行の励行等、エコドライブを徹底する。
- ② 相乗りや計画的な車両運用など、使用機会の低減を試みる。
- ③ 低公害車を優先的に使用する。
- ④ タイヤの空気圧を適正に保つ。
- ⑤ 不必要な荷物を積んだままにしない。

3. 電気使用量の削減

(1) 照明に対する取組み

- ① 始業時前は必要に応じて点灯し、退庁時には必ず消灯する。
- ② 廊下及び階段は、天候や時間等の状況に応じて点消灯する。
- ③ 通常使用しない場所（会議室、書庫、湯沸室等）は、必要時のみ点灯する。
- ④ 昼休み時間は業務に支障のない範囲において消灯する。
- ⑤ トイレは 1/2 程度消灯し、手洗い場は使用時以外には消灯する。
- ⑥ 勤務時間外は必要最小限の範囲で点灯する。
- ⑦ 性能を保つため、蛍光管等の交換時に器具を掃除する。

(2) OA機器に対する取組み

- ① パソコンを長時間使用しない時は電源を切る。
- ② 昼休み時間や離席（外出）時は、パソコンのモニターの電源を切る。
- ③ パソコンの周辺機器（外部 HDD 等）は使用時のみ接続する。
- ④ コピー機やプリンター等は省電力機能を活用する。

4. その他の取組

(1) 物品購入等

- ① 電気製品等の物品の新規購入、リースをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ② 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ③ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

(2) ゴミの減量、リサイクル

- ① 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ② 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ③ 使い捨て容器の購入は極力控える。

(3) 用紙類

- ① 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ② リサイクル用紙の購入に努める。

(4) 水道

- ① 日常的に節水を心がける。
- ② 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

(5) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ① クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ② 施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

衛生課長を本部長とし、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課に「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を衛生課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

(1) 毎月の燃料及び電力の消費量、排出量削減のための取組状況について記録し、点検を行う。

以上の点検を行うため、下記の各点検表を使用し、各月毎の使用量、取り組み状況等の把握に努める。

別表1 「地球温暖化対策推進実行計画 年度別点検表」

別表2 「地球温暖化対策推進実行計画 月別点検表」

別表3 「地球温暖化対策推進実行計画 年度別集計表」

3. 各年度の評価と計画の見直し

年度毎に各数値の集計を行い、この結果を元に、計画に対する点検評価を実施する。

4. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回、気仙広域連合ホームページにおいて公表する。

(別表1) 地球温暖化対策推進実行計画 年度別点検表

項目 (単位:千円)	2019年度 の目標値	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		2029年度		2030年度		
		排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	
二酸化炭素の排出量	828																											
LPG	1																											
電気	945,711	587,121																										
合計	948,541	587,925																										
項目	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容	取り組み内容
ガソリン	経済活動の確保																											
	真夏の室温																											
LPG	器具の効率的利用																											
	照明器具管理																											
電気	業務機器の管理																											
	冷暖房機器の管理																											

(別表2) 年度 地球温暖化対策推進実行計画 点検表

項目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
燃料等の使用量	事務所	L													0
		m3													0.00
	し尿処理施設	kwh													0
公用車 走行距離	三菱車	km													0
	日産車	km													0

(別表3) 地球温暖化対策推進実行計画 年度別集計表

項目		単位	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	備考
燃料等の使用量	事務所															
	ガソリン	L														
	LPG	m3														
し尿処理施設																
	電気	kwh														
公用車 走行距離	三輪車	km														
	日産車	km														
	合計	km	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	